

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	マンション等売却組合の分配金取得計画の変更の認可		
根拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第145条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第145条の規定において準用する同法第144条(認可の基準) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成26年12月24日	審査基準 最終変更年月 日	令和8年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第144条(認可の基準)

都道府県知事等は、第百四十一条第一項後段の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続又は分配金取得計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものでないこと。
- 二 売却決議の内容に適合していること。
- 三 売却等マンションの区分所有権若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと。
- 四 認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションにあつては、当該認定除却等計画に係る売却マンション又は除却敷地売却マンションの借家権及び使用貸借による権利が権利消滅期日までに消滅することが確実であること。
- 五 その他基本方針に照らして適切なものであること。